

○長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成7年3月31日
長崎県規則第32号

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年長崎県規則第66号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の許可申請)

第2条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第1号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第3条 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(様式第2号)。以下「一般廃棄物処理施設許可証」という。)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第3号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第5条 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第4号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果の通知)

第6条 省令第4条の4の4の通知は、定期検査結果通知書(様式第5号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第7条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第6号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第8条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第7号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第9条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第8号)によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第10条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第9号)によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第11条 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第10号)によるものとする。

(熱回収施設設置者の認定証)

第12条 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第11号)を交付するものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出)

第13条 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休廃止等届出書(様式第12号)によるものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る報告書)

第14条 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(様式第13号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設許可証の書換え交付等)

第15条 知事は、法第9条の5第3項、第9条の6第1項及び第9条の7第1項の規定により、法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)の地位の承継があった場合においては、第3条の規定により交付した一般廃棄物処理施設許可証を書き換えて交付するものとする。

2 前項の規定により一般廃棄物処理施設許可証の書換え交付を受けようとする者は、現に所持している当該許可証を知事に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理施設許可証の再交付申請等)

第16条 一般廃棄物処理施設許可証を破損し、汚損し、又は紛失した者は、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(様式第14号)により知事に当該許可証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の規定により一般廃棄物処理施設許可証を紛失して再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、これを知事に返納しなければならない。

(一般廃棄物処理施設許可証の返納)

第17条 一般廃棄物処理施設設置者は、法第9条の2第1項の規定によりその設置する一般廃棄物処理施設の使用的停止を命じられ、又は法第9条の2の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、一般廃棄物処理施設許可証を知事に返納しなければならない。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第18条 法第9条の3第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第15号)によるものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第19条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第16号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第20条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(様式第17号)によるものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第21条 省令第5条の12第1項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第18号)によるものとする。

(相続の届出)

第22条 省令第6条第1項の届出書は、相続届出書(様式第19号)によるものとする。

(産業廃棄物処理業許可証の再交付申請)

第23条 省令第10条の2又は第10条の6の規定により交付を受けた許可証(以下「産業廃棄物処理業許可証」という。)を破損し、汚損し、又は紛失した者は、産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第20号)により知事に当該許可証の再交付の申請をすることができる。

(特別管理産業廃棄物処理業許可証の再交付申請)

第24条 省令第10条の14又は第10条の18の規定により交付を受けた許可証(以下「特別管理産業廃棄物処理業許可証」という。)を破損し、汚損し、又は紛失した者は、特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第21号)により知事に当該許可証の再交付の申請をすることができる。

(産業廃棄物処理業許可証等の返納)

第25条 法第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けた者又は法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による変更の許可を受けた者は、当該許可の更新又は変更の許可を受ける際現に所持している産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証を知事に返納しなければならない。

2 法第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により事業の停止を命じられ、又は法第14条の3の2第1項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された者は、当該処分に係る産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証を知事に返納しなければならない。

3 産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証の交付を受けた者は、当該許可証に記載する事業の全部を休止したときは、当該事業を再開するまでの間、当該許可証を知事に返納しなければならない。

4 省令第10条の10の2の規定により産業廃棄物処理業許可証の書換えを受けた者又は省令第10条の23の2の規定により特別管理産業廃棄物処理業許可証の書換えを受けた者は、当該書換えを受ける際現に所持している産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証を知事に返納しなければならない。

(再生利用業の個別指定の申請等)

第26条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による再生利用業の個別指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第22号)により知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(様式第23号)を交付するものとする。

3 第1項の指定は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

(再生利用業に係る変更の指定等)

第27条 前条第1項の個別指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第24号)により知事に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 指定業者は、次の各号に掲げる事項を変更したとき、又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、変更又は廃止の日から10日以内に、再生利用個別指定業変更(廃止)届出書(様式第25号)により知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事務所及び事業場の所在地

(3) 再生利用の目的

(4) 再生利用の方法

(5) 取引関係

3 知事は、第1項の規定による変更の指定を行ったとき、又は前項の規定による届出(事業の全部廃止に係る届出を除く。)を受理したときは、第26条第2項の規定により交付した再生利用個別指定業指定証を書き換えて交付するものとする。

4 前項の規定により再生利用個別指定業指定証の書換え交付を受けようとする者は、現に所持している当該指定証を知事に返納しなければならない。

(指定証の再交付申請等)

第28条 再生利用個別指定業指定証を破損し、汚損し、又は紛失した者は、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第26号)により知事に当該指定証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の規定により再生利用個別指定業指定証を紛失して再交付を受けた者は、紛失した指定証を発見したときは、これを知事に返納しなければならない。
(再生利用業の指定の取消し等)

第29条 知事は、指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(指定証の返納)
第30条 指定業者は、前条の規定により指定を取り消され、又は事業の停止を命じられたときは、再生利用個別指定業指定証を知事に返納しなければならない。
(産業廃棄物処理施設許可証の書換え交付等)

第31条 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の5第3項、第9条の6第1項及び第9条の7第1項の規定により、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)の地位の承継があった場合においては、省令第12条の5の規定により交付した産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(以下「産業廃棄物処理施設許可証」という。)を書き換えて交付するものとする。

2 前項の規定により産業廃棄物処理施設許可証の書換え交付を受けようとする者は、現に所持している当該許可証を知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設許可証の再交付申請等)

第32条 産業廃棄物処理施設許可証を破損し、汚損し、又は紛失した者は、産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証再交付申請書(様式第27号)により知事に当該許可証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の規定により産業廃棄物処理施設許可証を紛失して再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、これを知事に返納しなければならない。

(産業廃棄物処理施設許可証の返納)

第33条 産業廃棄物処理施設設置者は、法第15条の2の7の規定によりその設置する産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じられ、又は法第15条の3第1項の規定により許可を取り消されたときは、産業廃棄物処理施設許可証を知事に返納しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録申請)

第34条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第17条第1項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第28号)によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第35条 政令第19条の登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第29号)によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出等)

第36条 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届出書(様式第30号)によるものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、登録証明書を書き換えて交付するものとする。
3 政令第21条の規定による事業場の廃止若しくは休止又は再開の届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止・再開)届出書(様式第31号)によるものとする。

(登録証明書の再交付申請)

第37条 登録証明書を破損し、汚損し、又は紛失した者は、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書(様式第32号)により知事に当該登録証明書の再交付の申請をすることができる。

2 前項の規定により登録証明書を紛失して再交付を受けた者は、紛失した登録証明書を発見したときは、これを知事に返納しなければならない。

(登録の取消しによる返納)

第38条 政令第22条の規定により登録を取り消された者は、登録証明書を知事に返納しなければならない。

(申請書等の提出)

第39条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、県内に処理施設を設置する者の場合は、当該提出する書類に係る処理施設の所在地を管轄する保健所の長を、県内に処理施設を設置しない者で県内に事務所を有するものの場合は、そのうちの主たる事務所の所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出部数は、別に定める場合を除き2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により行われた手続その他の行為は、この規則による改正後の長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により行われた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成13年規則第7号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第20条、第21条第1項、第3項及び第23条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月6日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第1号（第2条関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

申請者

住　所

氏　名

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
着工予定年月日	年　月　日
使用開始予定年月日	年　月　日
※許可の年月日	年　月　日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/\text{日}$ () 時間 $t/\text{日}$ () 時間 $m^3/\text{時間}$ $t/\text{時間}$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
※事務処理欄	

(第2面)

△一般 廃棄物 処理施 設	一般廃棄物処理施設の位置	
------------------------	--------------	--

設置構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
	処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）		
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処 分 方 法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処 分 方 法	

(第3面)

△埋立処分の計画(最終処分の場合)		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

備考

- ※欄は記入しないこと。
 - 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
 - △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
 - 知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 変更 許可証			
年　月　日			
住 所			
氏 名 〔法人にあっては、名称〕 〔及び代表者の氏名〕			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
長崎県知事 印			
許 可 の 年 月 日		許 可 番 号	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）			
設 置 場 所			
一般廃棄物処理施設の種類			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第3号(第4条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第3号（第4条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

申請者

住　所

氏　名

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
設　置　場　所	
竣　功　の　年　月　日	年　月　日
使　用　開　始　予　定　年　月　日	年　月　日
受　付　欄	

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	
年　月　日	
長崎県知事	様
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
※事務処理欄	

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

定期検査結果通知書	
年　月　日	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
長崎県知事　印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　月　日
※事務処理欄	

様式第6号(第7条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者
 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日	年 月 日			
許可番号				
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)				
変更の内容	変 更 後		変 更 前	
	m^3 /日()時間	t /日()時間	m^3 /日()時間	t /日()時間
一般廃棄物処理施設の処理能力	m^3 /時間	t /時間	m^3 /時間	t /時間
面積	m^2	面積	m^2	
埋立容量	m^3	埋立容量	m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変更の理由				
着工予定年月日	年 月 日			
使用開始予定年月日	年 月 日			
※許可年月日	年 月 日			
※許可番号				
※事務処理欄				

(第2面)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) _____

本 書

氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

発行済株式の 総数		株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又 は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

備考

- ※欄は記入しないこと。
 - 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
 - △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
 - △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
 - 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第7号(第8条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

(表)

		一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年　月　日
長崎県知事　　様		届出者		
		住　所		
		氏　名		
		(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
		電話番号		
一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。				
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日		許可・届出	年　月　日	第　号
変更の内容	△軽微な変更			
	氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の 氏名の変更			
	△規則第5条の4(第5条の9に おいて準用する場合を含む。)に 掲げる事項の変更(同条第6号 関係を除く。)			
規則第5条の4第6号に掲げる事項				
(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代表人、株主及び出資をしている者の変更				
(ふりがな) 名　称	住　所			
(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代表人、役員(法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更				
(ふりがな) 氏　名	生　年　月　日	本　籍		
	役職名・呼称	住　所		

(裏)

廃止若しくは休止又は再開の理由	△印・□印・記入欄
廃止若しくは休止 又は再開の年月日	年　月　日
※事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 	

様式第8号(第9条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第8号（第9条関係）

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年　月　日

長崎県知事　　様

届出者

住　所

氏　名

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名	電話番号	
最終処分場の名称			
設置場所			
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	許可・届出 年　月　日　第　号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ²	埋立の深さ m	覆土の厚さ m
※ 事務処理欄			

(裏)

埋立処分の方法

埋立処分開始年月日	年　月　日		
埋立処分終了年月日	年　月　日		
	種　類	数　量 (m ³)	性　状
埋め立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有 一般廃棄物又は水銀処理 物が含まれる場合は、そ の旨を含む。)、数量及び 性状			
備考	1 ※の欄は記入しないこと。		

様式第9号(第10条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第9号（第10条関係）

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

申請者

住　所

氏　名

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

最　終　処　分　場　の　名　称		
設　置　の　場　所		
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	許可・届出 年　月　日　第　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種　類	数　量（m ³ ）
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋　立　処　分　の　方　法		
埋立処分開始年月日	年　月　日	
埋立処分終了年月日	年　月　日	

(裏)

面　白　の　X　S　H　O　H　I　N

関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等又は地下水の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 地下水等の水質検査の結果を記載した書面 4 保有水等の水質検査の結果を記載した書面 5 その他参考となる書類又は図面
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 地下水とは、基準命令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 4 保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 5 覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 6 知事が定める部数を提出すること。

[様式第10号\(第11条関係\)](#)

様式第10号（第11条関係）

(表)

熱回収施設設置者認定申請書	
長崎県知事	年　月　日
様	
<p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年　月　日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
※事務処理欄	

(裏)

備考

1. お問い合わせ窓口

- 1 △印の欄に記載する場合は、該欄に記載する旨を記載すること。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用してこととし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 热回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 热回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した热回収率を記載すること。
- 7 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第11号(第12条関係)

様式第11号（第12条関係）

熱回収施設設置者認定証	
年　月　日	
住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
長崎県知事　印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱 回 収 に 必 要 な 設 備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を当庁に提出すること。 2. 热回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく当庁に届け出ること。

様式第12号（第13条関係）

様式第12号（第13条関係）

熱回収施設休廃止等届出書																								
年　月　日																								
長崎県知事	様																							
届出者																								
住 所																								
氏 名																								
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																								
電話番号																								
<p>熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、 関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">熱回収施設の設置の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">認定の年月日及び認定番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom;">熱回収を行わなく なったとき</td> <td style="text-align: center;">理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td style="text-align: center;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom;">廃止、休止又は再 開したとき</td> <td style="text-align: center;">理由</td> <td>(廃止・休止・再開の別)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td style="text-align: center;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: bottom;">熱回収に必要な設 備を変更したとき</td> <td style="text-align: center;">△変更の 内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年月日</td> <td style="text-align: center;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>※事務処理欄</p> </td> </tr> </table>		熱回収施設の設置の場所		認定の年月日及び認定番号		熱回収を行わなく なったとき	理由		年月日	年　月　日	廃止、休止又は再 開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)	年月日	年　月　日	熱回収に必要な設 備を変更したとき	△変更の 内容		理由		年月日	年　月　日	<p>※事務処理欄</p>	
熱回収施設の設置の場所																								
認定の年月日及び認定番号																								
熱回収を行わなく なったとき	理由																							
	年月日	年　月　日																						
廃止、休止又は再 開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)																						
	年月日	年　月　日																						
熱回収に必要な設 備を変更したとき	△変更の 内容																							
	理由																							
	年月日	年　月　日																						
<p>※事務処理欄</p>																								
<p>備考</p> <p>1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべて を記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。</p>																								

様式第13号（第14条関係）

様式第13号（第14条関係）

熱回収報告書	
年　月　日	
長崎県知事	様
報告者	
住 所	
氏 名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年　月　日　第　号
年4月1日から の年間の熱回収率	年3月31日まで %
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5第1項第4号ハの 算式により算定した熱回収率を記載すること。	

様式第14号(第16条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第14号（第16条関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

申請者

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の再交付について、次のとおり申請します。

許　可　年　月　日	年　月　日
許　可　番　号	
再交付申請の理由	
備　考	1 許可証を破損又は汚損した場合にあっては、当該許可証を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	

様式第15号（第18条関係）

様式第15号（第18条関係）

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書		年　月　日
長崎県知事　様		届出者 名　　称 代表者の氏名
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。		
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
着工予定年月日	年　月　日	
使用開始予定年月日	年　月　日	
※届出の年月日	年　月　日	
※届出番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力	面積	m ²
	埋立容量	m ³
△一般廃棄物処理施設の位置構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
※事務処理欄		

(裏)

△一般廃棄物処理施設の位置構造等の設置に関する計画に係る事項	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する事項	
--------------------------------	--	--

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
焼却灰等、汚泥等、廃石綿等若しくは石綿含有一般廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区分 自家処分 委託処分 処分方法
	特別管理一般廃棄物	区分 自家処分 委託処分 処分方法
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 一般廃棄物処理施設の種類については、し尿処理施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。		
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。		
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図		
5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
6 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。		
7 知事が定める部数を提出すること。		

様式第16号(第19条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第16号(第19条関係)

(表)

		一般廃棄物処理施設変更届出書		年　月　日
長崎県知事　　様		届出者 名　　称 代表者の氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第9項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。				
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称				
一般廃棄物処理施設の設置の場所				
一般廃棄物処理施設の種類				
届出の年月日	年　月　日			
届出番号				
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)			
一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後		変更前	
	m^3 /日(　　)時間	t /日(　　)時間	m^3 /日(　　)時間	t /日(　　)時間
	m^3 /時間	t /時間	m^3 /時間	t /時間
	面積 m^2	埋立容量 m^3	面積 m^2	埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画				
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画				
変更の理由				
着工予定期年月日	年　月　日			
使用開始予定期年月日	年　月　日			
※事務処理欄				

(裏)

※届出年月日	年　月　日
--------	-------

案 届 出 審 査 方
<p>備考</p> <p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばかり煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</p> <p>4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。</p> <p>6 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。</p> <p>7 知事が定める部数を提出すること。</p>

様式第17号(第20条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第17号（第20条関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設 謙受け
借受け 許可申請書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の
謙受け
借受け
の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

謙受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※謙受け等の許可の年月日	年 月 日
※謙受け等許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき）

令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

備考

- ※欄は記入しないこと。
 - 「法定代理人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第18号(第21条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第18号（第21条関係）

(第1面)

合併・分割認可申請書

年　月　日

長崎県知事　　様

申請者
 名 称
 住 所
 代表者の氏名
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

①一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
②一般廃棄物処理施設の設置の場所	
③一般廃棄物処理施設の種類	
④許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号
⑤合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑥合併又は分割の方法及び条件	
⑦合併又は分割の理由	
⑧合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年　　月　　日
※認可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

⑨申請者

(ふりがな) 名 称

住 所

⑩役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

⑪発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしているもの（当該株主又は出資をしている者がある場合）

発行済株式の 総数	生年月日	株	出資の額	本籍 住所
(ふりがな) 氏名又は名称		保有する株式の数又 は出資の金額	割合	

⑫令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
	役職名・呼称	

(第3面)

⑪合併後存続する法人又は合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住 所

⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍
		割 合	住 所

⑬合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用者となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄には、合併又は分割の当事者が連名すること。
- 3 ⑩～⑬の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑩及び⑬の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第19号(第22条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第19号（第22条関係）

(表)

相 続 届 出 書		年 月 日
長崎県知事	様	
届出者		
住 所		
氏 名		
電話番号		
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。		
被 相 続 人 と の 続 柄		
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
相 続 の 開 始 の 日	年 月 日	
※ 事 務 处 理 欄		

(裏)

相続人	(ふりがな)	本	籍
-----	--------------	---	---

氏名	生年月日	住所

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住 所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住 所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住 所

令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

※手数料欄

様式第20号(第23条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第20号（第23条関係）

産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	
年　月　日	
長崎県知事　　様	
申請者	
住　所	
氏　名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第23条の規定により、産業廃棄物 (収集運搬・処分)業許可証の再交付について、次のとおり申請します。</p>	
許可年月日	年　月　日
許可番号	
再交付申請の理由	
備考	1 許可証を破損又は汚損した場合にあっては、当該許可証を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	

様式第21号（第24条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第21号（第24条関係）

特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	
年　月　日	
長崎県知事　　様	
申請者	
住　所	
氏　名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条の規定により、特別管理産業廃棄物（収集運搬・処分）業許可証の再交付について、次のとおり申請します。	
許可年月日	年　月　日
許可番号	
再交付申請の理由	
備考	1 許可証を破損又は汚損した場合にあっては、当該許可証を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	

様式第22号（第26条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第22号（第26条関係）

(表)

再生利用個別指定業指定申請書		
長崎県知事	年　月　日	
様		
申請者		
住　所		
氏　名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定により、産業廃棄物の再生利用業の個別指定を受けたいので、長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第26条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事業所及び事業場の所在地	事務所　　電話番号（　　）　—	
	事業場　　電話番号（　　）　—	
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
再生活用により得られる有用物の利用方法		
事業開始予定期日	年　月　日	

(裏)

1 事業計画の概要を記載した書類

添付書類 及び図面	2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権（又は使用する権限）を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し 6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し 7 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し 8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本 9 申請者に政令第6条の10に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し 10 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 13 排出者、再生輸送業者、再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し 14 再生活用業者の場合にあっては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 15 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受けている場合には、その許可証等の写し 16 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を修了した者にあっては、その修了証の写し） 17 生活環境保全上の対策を記載した書類
備考	1 ※の欄には記入しないこと。 2 2部提出すること。
※ 事務処理欄	

様式第23号(第26条関係)

様式第23号（第26条関係）

		指定番号
再生利用個別指定業者指定証		
住 所	1 事業の範囲	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(1) 再生活用又は再生輸送の別 (2) 取り扱う産業廃棄物の種類	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 の指定を受けた者であることを証する。 長崎県知事 署	2 再生利用の方法	
指定の年月日	年 月 日	3 取引關係
指定の有効期限	年 月 日	4 指定の更新、変更の状況

様式第24号（第27条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第24号（第27条関係）

(表)

再生利用個別指定業変更指定申請書			年　月　日
長崎県知事　　様			
申請者			
住　所			
氏　名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第27条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
指　定　の　年　月　日		年　月　日	
指　定　番　号			
変更の内容	再生活用又は再生輸送の別	変更前	
		変更後	
取り扱う産業廃棄物の種類	変更前		
		変更後	
変　更　の　理　由			
変更に係る再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力			
変更に係る再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要			
変更に係る取引関係			
変　更　予　定　年　月　日		年　月　日	

(裏)

- | |
|---------------------------------|
| 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 |
| 2 変更後の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立 |

添付書類 及び図面	面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図
	3 申請者が前号に掲げる施設の所有権（又は使用する権限）を有することを証する書類
	4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
	5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
	6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
	7 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
	8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本
	9 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
	10 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
	11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	13 排出者、再生輸送業者、再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し
	14 再生活用業者の場合にあっては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
	15 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受けている場合には、その許可証等の写し
	16 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を修了した者にあっては、その修了証の写し）
	17 生活環境保全上の対策を記載した書類
備考	1 ※の欄には記入しないこと。 2 2部提出すること。
※ 事務処理欄	

様式第25号(第27条関係)

(令3規則65・一部改正)

様式第25号（第27条関係）

再生利用個別指定業変更（廃止）届出書		年　月　日
長崎県知事　様		
届出者		
住　所		
氏　名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第27条第2項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の変更（一部廃止・全部廃止）について、次のとおり届け出ます。</p>		
指 定 の 年 月 日	年　月　日	
指 定 番 号		
変 更 （ 廃 止 ） 年 月 日		
変 更 （ 廃 止 ） 事 項		
変更した事項の内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 （ 廃 止 ） の 理 由		
備 考	1　変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2　※の欄には記入しないこと。	
※ 事 務 处 理 欄		

様式第26号（第28条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第26号（第28条関係）

再生利用個別指定業指定証再交付申請書		年　月　日
長崎県知事　　様		
申請者		
住　所		
氏　名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第28条第1項の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。</p>		
指 定 年 月 日	年　月　日	
指 定 番 号		
再交付申請の理由		
備 考	1 指定証を破損又は汚損した場合にあっては、当該指定証を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。	
※ 事務処理欄		

様式第27号（第32条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第27号（第32条関係）

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書	
年　月　日	
長崎県知事　　様	
申請者	
住　所	
氏　名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第32条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の再交付について、次のとおり申請します。</p>	
許可年月日	年　月　日
許可番号	
再交付申請の理由	
備考	1 許可証を破損又は汚損した場合にあっては、当該許可証を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	

様式第28号（第34条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第28号（第34条関係）

(表)

		廃棄物再生事業者登録申請書	
		年　月　日	
長崎県知事　　様			
申請者			
住　所			
氏　名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
事務所及び事業場の所在地		事務所	電話番号(　　)　—
		事業場	電話番号(　　)　—
廃棄物の再生に係る事業の概要	再生の方 法		
	廃棄物の種類		
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力			
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設置の概要			

(裏)

1 事業計画の概要を記載した書類

添付書類及び図面	<p>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</p> <p>3 申請者が前号に掲げる施設の所有権（又は使用する権限）を有することを証する書類</p> <p>4 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本</p> <p>5 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>6 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し</p> <p>7 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し</p> <p>8 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本</p> <p>9 申請者が政令第6条の10に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し</p> <p>10 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>13 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受けている場合には、その許可証等の写し</p> <p>14 申請者が古物営業法第2条第1項の古物商の許可を有している場合には、その許可証の写し</p> <p>15 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会を修了した者にあっては、その修了証の写し）</p>
備考	1 ※の欄には記入しないこと。 2 2部提出すること。
※ 事務処理欄	

様式第29号(第35条関係)

様式第29号（第35条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書			
年　月　日			
住　所			
氏　名			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。			
長崎県知事　印			
登録の年月日	年　月　日	登録番号	
事業場の所在地			
廃棄物の再生に係る事業の内容	再生の方法		
	廃棄物の種類		

様式第30号（第36条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第30号（第36条関係）

廃棄物再生事業者登録変更届出書																		
年　月　日																		
長崎県知事　　様																		
届出者																		
住　所																		
氏　名																		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																		
電話番号																		
<p>廃棄物再生事業者登録に係る下記の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">登録の年月日</td> <td style="width: 70%;">年　月　日</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更（廃止）年月日</td> <td>年　月　日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更事項</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変更した事項の内容</td> <td>変更前</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更の理由</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 備考 1 変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">※事務処理欄</td> </tr> </table>		登録の年月日	年　月　日	登録番号		変更（廃止）年月日	年　月　日	変更事項		変更した事項の内容	変更前	変更後	変更の理由		備考 1 変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。		※事務処理欄	
登録の年月日	年　月　日																	
登録番号																		
変更（廃止）年月日	年　月　日																	
変更事項																		
変更した事項の内容	変更前																	
	変更後																	
変更の理由																		
備考 1 変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。																		
※事務処理欄																		

様式第31号（第36条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第31号（第36条関係）

廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書	
年　月　日	
長崎県知事　　様	
届出者	
住　所	
氏　名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物再生事業者登録事業場を廃止（休止・再開）したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により届け出ます。</p>	
施　設　の　種　類	
設　置　場　所	
登　録　年　月　日	年　月　日
登　録　番　号	
廃止若しくは休止 又は再開の理由	
廃止若しくは休止 又は再開の年月日	年　月　日
備　考	1 変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	

様式第32号（第37条関係）

(令3規則65・一部改正)

様式第32号（第37条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書	
年　月　日	
長崎県知事　　様	
申請者	
住　所	
氏　名	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>長崎県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第37条第1項の規定により、廃棄物再生事業者登録証明書の再交付について、次のとおり申請します。</p>	
登　録　年　月　日	年　月　日
登　録　番　号	
再交付申請の理由	
備　考	1 変更した事項が明らかとなる書類、図面等を添付すること。 2 ※の欄には記入しないこと。
※事務処理欄	